

コモンズ・グローバル30ファンド



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

【委託会社】(ファンドの運用の指図を行う者)

コモンズ投信株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第2061号

設立年月日: 2007年11月6日

資本金: 1億円(2025年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 1,257億円(2025年9月末現在)

＜照会先＞

ホームページ: <https://www.common30.jp>

電話: 03-5860-5706

受付時間: 10:00～16:00(土日祝日、年末年始を除く)

【受託会社】(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)



commons
asset management, inc.

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券(株式一般))	年1回	グローバル (日本を除く)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義についての詳細は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

- ・この目論見書により行う《コモンズ・グローバル30ファンド》の受益権の募集について、発行者であるコモンズ投信株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月2日に関東財務局長に提出しており、2025年10月18日にその届出の効力が生じております。
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前にお客さま(受益者)にご意向を確認させていただきます。
- ・ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、委託会社(コモンズ投信)の照会先までお問い合わせください。

お申込み時のご注意点

- ・購入価額、換金価額は**申込受付日の翌々営業日の基準価額**となります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

ファンドの特色



1.世界の市場から30社程度への厳選投資

日本企業を除く世界の企業を対象に、企業の成長性、競争優位性、財務の健全性を重視して、投資対象企業を厳選します。



2.長期投資

「市場ではなく、企業が富を生み出す」という考えに基づいた長期投資により、企業の成長とともに資産価値の増大を目指します。



3.チーム・アプローチ

投資判断は経験豊富な投資チームによる議論と合意を経て実施。個人の裁量ではなく、集団知による意思決定を重視します。

ファンドの運用にあたり、ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッドから助言を受けます。

ウォルター・スコットは、英国のエジンバラで1983年に設立されました。創業以来、一貫して「長期的に顧客の資産を保全し、成長させる」という理念のもと、長期的かつ持続的に、極めて高い「富の創出力」を示す企業に投資しています。

ウォルター・スコットの運用チーム(全21名)

チームは経験豊富なメンバーで構成され、離職率は低く在籍年数は平均13年



ジェーン・ヘンダーソン
マネージング・ディレクター
在籍年数:29年

エグゼクティブ・ディレクター



ロイ・レキー
インベストメント&クライアント・サービス担当
エグゼクティブ・ディレクター
在籍年数:29年

リサーチ・チーム及びアドバイザー 19名

※2025年6月30日現在

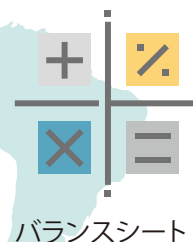
投資プロセス

投資ユニバース

ウォルター・スコットでは、厳格な投資基準・規律に合致する銘柄を選定すべく、投資対象の地域や業種に制約を設けることなく、世界中の企業を調査・分析対象としています。

定量分析

すべての投資先企業について、社内で詳細に財務分析を行います。主な情報源は年次報告書や監査済み財務諸表などです。

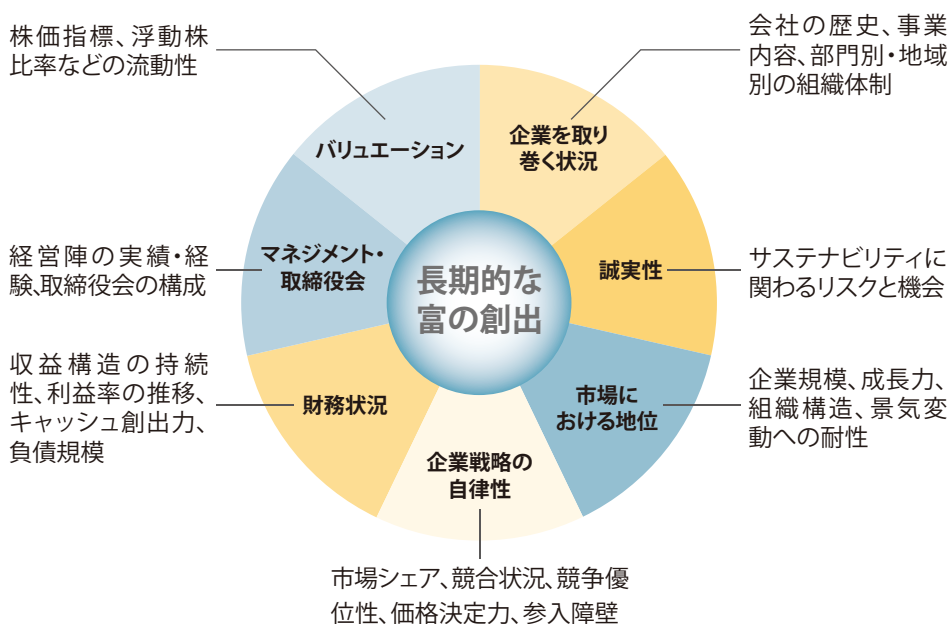


「セブン・シスターズ」 による定性分析

チームベースの
議論・検討

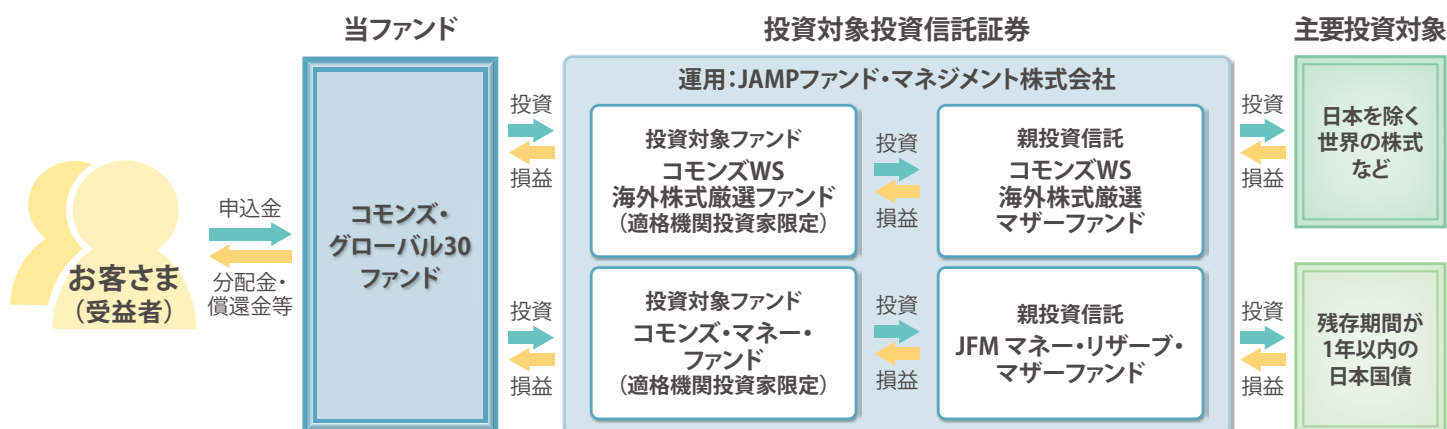
投資対象企業
約30社程度

ウォルター・スコット独自の7つの調査項目「セブン・シスターズ」に沿い、投資先企業のあらゆる側面を分析・検討の対象とします。



ファンドの仕組み

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



* 分配金は、税引き後再投資されます。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

※お客さま (受益者) が購入されるのは「コモンズ・グローバル30ファンド」となります。

分配方針

決算となる毎年9月18日 (休業日の場合は翌営業日) に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲
経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益 (評価益を含みます。) 等の全額とします。
2. 分配対象収益についての分配方針
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、収益分配を行わないこともあります。
3. 留保益の運用方針
留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

主な投資制限

1. 投資対象ファンドの受益証券への投資比率には制限を設けません。
2. 株式への直接投資は行いません。
3. 外貨建資産への直接投資は行いません。
4. 一般社団法人投資信託協会の規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とします。当該比率を超えた場合は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

以下は、目論見書作成時点での情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

ファンド名	コモンズWS海外株式厳選ファンド(適格機関投資家限定)
形態	追加型株式投資信託／適格機関投資家私募／ファミリー・ファンド方式
主な投資態度	1. マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として、日本を除く世界の金融商品取引所に上場されている株式(預託証券、不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を含む)に投資し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。 2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持します。
主な投資制限	1. マザーファンドの受益証券への投資比率には制限を設けません。 2. 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資比率は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
委託会社	JAMPファンド・マネジメント株式会社
運用委託先	コモンズ投信株式会社
助言会社	ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

※投資先ファンドにおいて、上限年率0.8921%(税抜0.8110%)の信託報酬がかかります。

ファンド名	コモンズ・マネー・ファンド(適格機関投資家限定)
形態	追加型株式投資信託／適格機関投資家私募／ファミリー・ファンド方式
主な投資態度	1. マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として、残存期間が1年以内の日本国債に投資し、利息等収益の確保を目指して運用を行います。 2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持します。
主な投資制限	1. マザーファンドの受益証券への投資比率には制限を設けません。 2. 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資比率は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
委託会社	JAMPファンド・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

※投資先ファンドにおいて、上限年率0.11%(税抜0.10%)の信託報酬がかかります。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。当ファンドは値動きのある有価証券に投資するため、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により元本を割り込み、損失を被ることがあります。ファンドの運用から生じる損益は、すべて受益者に帰属します。

お客さま(受益者)には、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、ご投資の判断をしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。なお、下記のリスクはすべてのリスクを網羅しているわけではありませので、ご注意ください。

価格変動リスク	当ファンドは実質的に海外の株式を組入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。株価は、個別の企業の業績や経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。特に、新興国市場の株式は、先進国市場に比べて価格変動が大きくなる傾向があります。
流動性リスク	ファンドが有価証券を売却または取得する際、市場に十分な流動性がない場合、市場実勢価格から乖離した価格での取引を余儀なくされ、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。一般的に、新興国市場は先進国市場と比較して流動性リスクが高くなる傾向があります。
信用リスク	有価証券の発行者の経営・財務状況の悪化、またはそれらが予想される場合、当該有価証券の価値が下落または消失し、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。
為替変動リスクおよび カントリーリスク	外貨建資産への投資においては、投資対象国・地域の政治・経済情勢等の変化、対円為替レートの変動等の影響により外貨建資産の価値が変動し、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。特に新興国は、先進国と比較して変動性が高くなる傾向があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドの投資対象ファンドは、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式を採用しています。他の投資信託によるマザーファンドへの追加設定・解約等が短期間に集中した場合、マザーファンドに組入れている有価証券の売値により、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。
- 大量解約に伴い組入資産を短期間で大量に売却する必要が生じた場合、当該売却注文が市場価格に影響を与え、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。また、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢価格を反映した取引ができない場合や十分な取引量が確保できない場合は、解約申込の受付中止、受付済の解約申込の取消し、解約代金の支払い遅延といった事象が発生する可能性があります。
- マザーファンドは厳選した銘柄に集中投資を行うため、個々の銘柄の価格変動がポートフォリオ全体に大きな影響を与え、これに伴い各種リスク水準が高まる傾向があります。
- 収益分配金は、預貯金の利息と異なり、必ずしも計算期間の運用収益を示すものではありません。分配金は信託財産から支払われるため、純資産総額が減少し、基準価額の下落要因となる場合があります。運用収益を超える分配が行われた場合は、その一部または全部が実質的に元本の一部払戻しとなる場合があります。
- 当ファンドのお取引は、金融商品取引法第37条の6に定めるクーリング・オフの対象外となります。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険、貯金保険および保険契約者保護の対象ではありません。販売会社が証券会社ではない場合、投資者保護基金の支払い対象となりません。



当ファンドは、実質的に株式などの値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

リスクの管理体制

リスク管理については、コンプライアンス部が日々運用状況のモニタリングを行い、その結果についてリスクマネジメント委員会へ報告します。リスクマネジメント委員会(月1回開催)はその報告に基づき運用状況および流動性リスクのモニタリングと管理、運用に係るリスクについて評価し、運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。また、必要に応じて評価結果について取締役会に報告します。

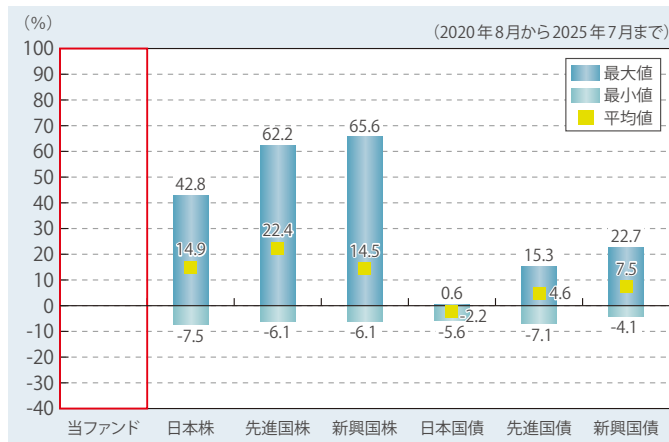
※上記体制は2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは、12月3日に当初の設定を行う予定のため、掲載しておりません

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



注1) グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

注2) 当ファンドの騰落率につきましては、12月3日に当初の設定を行う予定のため、掲載しておりません。

注3) 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

注4) 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日本株・・・Morningstar日本株式指数

先進国株・・・Morningstar先進国株式指数(除く日本)

新興国株・・・Morningstar新興国株式指数

日本国債・・・Morningstar日本国債指数

先進国債・・・Morningstarグローバル国債指数(除く日本)

新興国債・・・Morningstar新興国ソブリン債指数

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

※Morningstar日本株式指数：Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

※Morningstar先進国株式(除く日本)指数：Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

※Morningstar新興国株式指数：Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

※Morningstar日本国債指数：Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

※Morningstarグローバル国債(除く日本)指数：Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

※Morningstar新興国ソブリン債指数：Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

<重要事項>

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、コモンズ投信株式会社(以下、「当社」と言います)とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが当社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、当社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、当社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えばこれらの損害の可能性を告知していたとしても責任を負いません。

当ファンドは2025年12月3日に当初の設定を行う予定であり、本書作成日現在、該当事項はありません。

■ 基準価額と純資産の推移

該当事項はありません。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。



最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。

お申込みメモ

購入単位	販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2025年10月20日から2025年12月2日までとします。 継続申込期間：2025年12月3日から2026年12月17日までとします。 * 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金 申込受付不可日	申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けられないものとします。 1. ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休業日およびその前営業日 2. 上記1のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
換金制限	お客さま(受益者)は、原則として1日あたり5億円を超える換金(解約)請求はできません。
購入・換金申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取消す場合があります。
信託期間	無期限(2025年12月3日設定)
繰上償還	当ファンドの残存口数が10億口を下回った場合等には、信託期間の途中で信託を終了させることがあります。
決算日	毎年9月18日(休業日のときは、翌営業日を決算日とします。) ただし、初回の決算日は2026年9月18日とします。
収益分配	毎決算時に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	当初申込期間：500億円 継続申込期間：1兆円
公告	原則として、 https://www.common30.jp に電子公告を掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお客さま(知れている受益者)に提供等します。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用となります。配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

■お客さま(受益者)が直接的に負担する費用

購入時手数料	コモンズ投信の場合 購入申込手数料は、ありません。
	コモンズ投信が指定した販売会社の場合 販売会社が、別途定める購入申込手数料を申し受ける場合があります。 購入申込手数料は、商品の説明、販売の事務等の対価として販売会社が受け取るものです。
信託財産留保額	ありません。

■お客さま(受益者)が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	信託報酬の総額は、純資産総額に対して下記の率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 <内訳(年率)> (運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率)				
		純資産総額	信託報酬率(年率)	配分(上段:税込、下段:税抜)		
			(上段:税込、下段:税抜)	委託会社	販売会社	受託会社
		500億円までの部分	0.836% (0.760%)	0.209% (0.190%)	0.605% (0.550%)	0.022% (0.020%)
		500億円超 1,000億円以下の部分	0.792% (0.720%)	0.198% (0.180%)	0.572% (0.520%)	0.022% (0.020%)
		1,000億円超 3,000億円以下の部分	0.748% (0.680%)	0.187% (0.170%)	0.539% (0.490%)	0.022% (0.020%)
		3,000億円超の部分	0.704% (0.640%)	0.176% (0.160%)	0.506% (0.460%)	0.022% (0.020%)
		支払先	役務の内容			
		委託会社	ファンド運用の指図等の対価			
		販売会社	運用報告書等各种書類の提供等、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価			
受託会社	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価					
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対して最大年率0.8921%程度(税抜0.811%程度)					
実質的な負担	純資産総額に対して 最大年率1.7281%程度(税抜1.571%程度) ※この値は目安であり、投資対象とする投資信託証券の実際の組入状況により変動します。					
その他費用・ 手数料	当ファンドに組入れる有価証券等を売買する際の売買委託手数料、信託事務に要する諸費用およびこれに係る消費税等相当額などの実費が信託財産より控除されます。また、目論見書・運用報告書等作成費用、監査費用等として、 純資産総額に対して年率0.11%(消費税込)を上限として 投資信託財産より控除されます。 上記の費用、手数料等の合計額については、運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。					

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は個人のお客さま(受益者)の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※法人の場合は上記と異なります。
- ※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※上記は2025年9月末現在の税法によるものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。また、税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

当ファンドは、2025年12月3日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

■ 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、当ファンドの設定・運用および販売に関する事務を行います。

■ 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業および金融商品取引法第28条第4項の規定に基づく投資運用業です。当社において、ファンドのお取引が行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、投信取引口座、投資信託受益権振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お申込みされたお取引が成立した場合には、契約締結時交付書面(取引報告書)を郵送または電磁的方法により、お客さま(受益者)にお送りします。
- ・お取引をされたお客さま(受益者)には、お客さま(受益者)のお取引内容およびお取引後の投資信託の残高を記載した「取引残高報告書」を、3ヵ月(直近に「取引残高報告書」を作成した日から1年間、お客さま(受益者)との間でお取引が成立していない場合であって、投資信託の残高があるときは、1年を経過する日)ごとに作成し、郵送または電磁的方法により、お客さま(受益者)にお送りします。

■ 当社の概要

商号等	コモンズ投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2061号
本店所在地	東京都港区南青山2-5-17 ポーラ青山ビル16階
加入団体	一般社団法人 投資信託協会
資本金	1億円(2025年9月末現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月日	2007年11月6日
お問合せ先	コモンズ投信株式会社 コールセンター TEL 03-5860-5706 受付時間 10:00~16:00(土日祝日、年末年始を除く)
ホームページ	https://www.common30.jp

■ 苦情および紛争解決措置

当社は、上記加入協会から苦情の解決および紛争の解決の斡旋等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(連絡先: 0120-64-5005)を利用することにより金融商品取引業者等業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。

※契約締結前交付書面は、投資信託説明書(交付目論見書)の一部を構成するものではありません。
また、この情報は、投資信託説明書(交付目論見書)の記載情報ではありません。